

シリーズ

裁判記録 アーカイブズ



改 正前の最高裁判所規則「事件記録等保存規程」9条2項では、「記録又は事件書類で史料又は参考資料となるべきものは、保存期間満了の後も保存しなければならない。」と定めています。この規定に基づいて保存されるべき裁判記録は、「国民共有の知的資源」（公文書管理法1条）です。このコーナーでは、貴重な裁判記録がこれ以上失われてしまうことのないよう、裁判記録の保存に関するこれまでの経緯や今後の課題などについて紹介します。

（編集部）

シリーズ③

事件記録の保存の在り方 ～最高裁調査報告書の意義と今後の課題

当会会員
神田 安積 (45期) Kanda Asaka



1 少年事件記録の廃棄の発覚と 有識者委員会の立ち上げ

判決原本以外の裁判記録（事件記録）は保管期限経過後、原則として廃棄されるものとされていますが、「史料又は参考資料となるべきものは、保存期間満了の後も保存しなければならない」と定められています（改正前の最高裁判所・事件記

録等保存規程9条2項。以下「2項特別保存」又は単に「特別保存」といいます）。

しかし、2022年10月に、神戸家庭裁判所が、神戸連続児童殺傷事件の少年審判の記録について、2項特別保存をせずに、保存期間満了後に廃棄していたことが明らかになり、全国の家庭裁判所においても同様に、社会の耳目を集めた少年事件の記録が廃棄されていたことが明らかになりました。

した。

事件記録の廃棄については、既に2019年に「憲法判例百選」に掲載された戦後の憲法訴訟（民事・行政裁判）の9割近くの117件の記録が廃棄されていることが判明していました。そのため、2020年2月に、東京地裁は後述する1992年運用通達をさらに具体化した2項特別保存に関する運用要領^{*1}（以下「運用要領」といいます）を新たに策定し、最高裁も全国各庁に対して運用要領を策定することを促していました。

今回の神戸家裁による少年事件の記録の廃棄がなされた時期は、運用要領策定以前の2011年2月のことでした。したがって、運用要領の趣旨を遵守しなかったということではなく、また、東京地裁の運用要領は少年事件の記録を対象外としていたので、運用要領と神戸家裁の記録廃棄とは直接関係ありません。もっとも、本来、2019年における記録廃棄の発覚とは関係なく、もっと早い段階で事件記録の2項特別保存について、全国的な調査や自律的な検証がなされるべきでした。

そこで、2022年11月に、最高裁は、これまでの事件記録の保存の運用が適切であったか、適切な運用に向けた取組が十分であったかどうかについて、第三者の目からの客観的な評価を受けることとし、有識者委員会を立ち上げました。その時、既に「最高裁判所の司法行政事務の適正な遂行の確保に関する有識者委員」であった私を含む3名の委員がこの問題についても有識者委員となり^{*2}、半年間にわたりヒアリングと議論を重ね、2023年5月に「裁判所の記録の保存・廃棄の在り方にに関する調査報告書」（以下「調査報告書」といいます）を出すに至りました。

2 調査報告書の意義

（1）2項特別保存がなされなかった原因

調査報告書は、神戸連続児童殺傷事件など多くの事件記録がなぜ規程に反して廃棄されたのか、失われた事件記録の一つ一つについて検証し、その上で、2020年の運用要領策定前の問題と策定後の問題を分けて検討しています。特に、運用要領策定前の本質的な問題点として3点指摘しています。

第1に、保存期間満了後の事件記録について原則廃棄の考え方と2項特別保存への消極姿勢、つまり、2項特別保存に付するのは極めて例外的な場面であるという考え方が裁判所の組織全体として醸成、定着していたという点です。第2に、事件記録の2項特別保存についての安定的、確実な判断を行っていくための認定プロセス（判断に必要な情報集約の方法や認定時期等）が欠如していたという点です。第3に、具体的かつ客観性を伴う認定基準が欠如していた点です。

その上で、調査報告書は、上記の各問題点をもたらした原因として、書記官や裁判官の個人の責任に帰すのではなく、「1992年の運用通達^{*3}発出の頃からの最高裁の不適切な対応に起因する」と明確に指摘しました。具体的には、最高裁が、運用通達発出の頃、2項特別保存の記録の膨大化の防止に取り組むべきとの強いメッセージを発したことから、各庁における記録は原則として廃棄すべきとの認識や2項特別保存に対する消極的な姿勢を強めることとなり、その後も、最高裁が適正化を図るための指導等を行ったことはうかがえず、下級裁を指導監督るべき立場として、最高

*1 2020年2月18日東京地方裁判所「民事事件の事件記録及び事件書類に関する事件記録等保存規程第9条第2項及び事件記録等保存規程の運用について（通達）第6の2に基づく特別保存の運用について（運用要領）」。 *2 有識者委員の就任に伴い参考した文献として、本シリーズ②の筆者である塚原英治弁護士の論稿のほか、例えば、淺古弘「裁判記録の保存と利用—裁判史研究の立場から」アーキビスト31（1994年）、同「司法資料の保存と公記録の管理」地方史研究44(3)（1994年）、淺古弘・岩谷十郎「〔学界動向〕司法資料保存利用問題」法制史研究44（1995年）、淺古弘「記録管理の現状と法的諸問題—司法資料保存利用問題を手がかりとして」レフアレンス541（1996年）、瀧川毅一・竹澤哲夫「司法資料の保存・利用について」自由と正義1997年1月号、竹澤哲夫「司法資料の保存と利用—判決原本・民事に統いて刑事へー」アーカイブス29（2007年）、梅原康嗣・村上由佳「国立大学からの民事判決原本の移管完了について—民事判決原本利用のための手引ー」北の丸44号（2012年）、魚住弘久「裁判所における文書管理と官僚制—下級裁判所に関する一考察ー」千葉大学法学論集第26巻第1・2号（2011年）などがあります。 *3 2項特別保存の基準を具体化した運用通達（「事件記録等保存規程の運用について」）であり、例えば、民事訴訟の保存記録の基準として、①重要な憲法判断が示された事件、②重要な判例となった裁判がされた事件など法令の解釈運用上特に参考になる判断が示された事件、③訴訟運営上特に参考になる審理方法により処理された事件、④世相を反映した事件で史料的価値の高いもの、⑤全国的に社会の耳目を集めた事件又は当該地方における特殊な意義を有する事件で特に重要なもの、⑥民事及び家事の紛争、少年非行等に関する調査研究の重要な参考資料になる事件、の6つが例示されています。

裁の対応は誠に不適切であったと指摘しています。

(2) 国民共有の財産としての理念

また、調査報告書は、上記第1について、その生じた原因を踏まえ、「記録の中には、……歴史的、社会的な意義を有し、史料又は参考資料として価値を有するものも含まれており、そのような記録を国民共有の財産として保存し、後世に引き継いでいく必要がある。そこで、このような記録を保存する意義を組織的に共有していくための方策として、保存規程に記録を保存する意義を明記した理念規定を追加し、これを明示することが相当である。」と指摘しました。

この点に関して、今から約40年前、1985年7月に出された日本弁護士連合会の「訴訟記録等保存立法についての要望書」の中に次のような一節があります。

「ひるがえって考えてみると、刑事、民事の諸事件はその時代の人の営みや世相風俗を映し、諸々の社会の矛盾を反映し、国家と人民の関係を鋭く投影しており、訴訟記録には、判決という結論に向けて具体的になにが主張・立証されたか、そのための関係者の叡智と努力の跡がしるされている。世にいう著名事件のみならず、無名の事件であっても、刑事・民事の訴訟記録の中には右の意味で貴重な文化遺産として、判決そのものとともに後世に遺すに値し、遺さなければならぬものが少なからず存在するのではなかろうか。判決書の場合は、公刊されることが多いが、生の訴訟記録の場合はいったん廃棄されれば再生は不可能である。」

従前、裁判所の役割は個別の事件の紛争解決にあり、紛争解決の後はもはや事件記録は不要であるという意識が裁判所の中で支配的でした。しかし、上記の一文は、裁判記録が紛争解決後もなお国民共有の財産として後世に残さなければならぬ意義を格調高く説明しています。今般、最高裁判所が初めて「裁判記録を国民共有の財産」であ

る旨の理念規定を設けることとしたことは大変意義深い思いがします。

(3) 2項特別保存の認定プロセス

そして、調査報告書は、上記第2及び第3について、これまでの考え方や姿勢を改善していくために、2項特別保存の認定プロセスと基準についても見直しすることが相当であるとしました。特に、上記第2の認定プロセスについては、2項特別保存の判断を「いつ」「誰が」「どのように」するのか、それぞれの点について改善が必要でした。

まず「いつ」という点については、廃棄するか2項特別保存をするかを判断する時点は保存期間満了後であり、具体的には、民事訴訟の場合は事件が完結してから5年経過後、少年事件の場合には少年が26歳になった時であるため、事件発生や訴訟提起から長い年月が経過した後に2項特別保存の該当性について適切に判断することは極めて困難でした。次に「誰が」という点については、事件記録の廃棄や2項特別保存の該当性の判断をする書記官や裁判所の所長は、当該事件に全く関わっていない人たちでした。同じく「どのように」という点についても、廃棄の判断をする書記官は、判断をするために必要な情報を持ち合わせていませんでした。つまり、これまでには、仮に2項特別保存の基準が明確であっても、当該基準に照らして該当性を判断する時期、担当者、そして判断材料の共有の在り方が不十分であり、適切な運用を望めない認定プロセスでした。

そこで、2項特別保存すべきである事件については、保存期間満了時を待たずに適時に該当性を判断できるものとし、かつその事件記録にいわばフラグを立てて、2項特別保存に付するために必要な情報を確実に引き継ぐこととしました。その結果、保存期間満了時に漏れなく2項特別保存の要否の判断が可能になりました。

(4) 第三者委員会の設置と果たすべき役割

国民共有の財産である歴史的、社会的な意義を

有する記録を適切に2項特別保存に付し、後世に引き継いでいく仕組みを構築していくためには、多様な意見や視点を取り込んだものとしていく必要があります。そこで、最高裁に常設の第三者委員会を設置することとしました。多様な意見が反映されるためには、事件記録を利活用する学者や報道関係者の視点が不可欠です。さらに、歴史的な事件記録を適切に保存する視点からアーカイブズ学の専門家やアーキビストの参加も必要です。

調査報告書は、第三者委員会に期待される役割として、①各庁の個別事案、例えば、弁護士会等から要望があったにもかかわらず、2項特別保存に付さなかった事案について、2項特別保存の適否の意見を提出すること、②記録保存の在り方の更なる見直しや2項特別保存の運用指針等の全般的な事項についての意見、助言を提出すること、③一定の重大な社会事象（大震災や疫病等）が生じた場合に、これに関連する記録を保存するよう提言することを挙げています。①はもとより、今後の新たな運用を継続的に検証し、更なる改善を図るためにには②の役割が、また、個別の事件のみに着眼するのではなく、定型的・類型的に歴史的、社会的に意義のある事件記録を網羅的に残すためには③の役割がそれぞれ十分に果たされることを期待したいと思います。

3 今後に向けて

調査報告書が出されてから半年後、2023年11月22日の最高裁判所裁判官会議において、「事件記録等の特別保存に関する規則」が議決・制定されるとともに、「事件記録等保存規程」及び「少年調査記録規程」が改正され、2024年1月30日に施行されました。これらは、上記調査報告書で示された各種取組のうち、「記録を保存する意義の組織的な共有（理念規定の整備）」「常設の第三者委員会の設置」「廃棄手続の見直し（所長の関

与の明確化）」を実現したものです。これにより、国民共有の財産である歴史的・社会的意義を有する記録を適切に特別保存に付す基本的な仕組みが構築されました。上記の規則等に加えて、特別保存の認定プロセスといった運用の細目が通達により整備され、全国の裁判所において、新規則等に基づく運用が開始されました。

そして上記の第三者委員会に当たる「記録の保存の在り方に関する委員会」の第1回委員会が2024年3月25日に、また第2回委員会が同年10月29日にそれぞれ開催されました。

裁判記録を未来に向けて引き継いでいくことは、裁判所だけではなく、社会全体の責任でもあります。私たちは裁判記録を国民共有の財産として保存し、後世に確実に引き継いでいくという理念の実現に向けて、「記録の保存の在り方に関する委員会」の活動や国立公文書館への移管の拡大等、今後の進展を注視していく必要があります。 ■

